

札幌市学校適正配置検討懇談会設置要綱

〔平成16年10月6日〕
〔教育長決裁〕

（目的）

第1条 札幌市学校適正配置計画の策定にあたり、子どもたちにより良い教育環境を整備するため、本市における児童・生徒を取り巻く社会状況並びに全市的な学校適正配置事業実施の際に考慮すべき事項について総合的検討を行い、その結果に基づき、札幌市における小中学校の適正配置のあり方について意見提言を行うことを目的して、札幌市学校適正配置検討懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

（組織等）

第2条 懇談会は、15名以内の委員で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から教育長が委嘱し、又は任命する。

- （1）有識者
- （2）学校関係者
- （3）保護者代表
- （4）公募市民

（任期）

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から意見提言を行った日までとする。ただし、特別の事情のあるときはこの限りではない。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充するものとし、任期は前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第4条 懇談会に座長及び副座長各1名を置き、座長は委員の互選とし、副座長は座長が指名する。

2 座長は、懇談会を総括する。

3 副座長は座長を補佐し、座長に事故のあるときは、その職務を代理し、座長が欠けたときは、その職務を行う。

（会議）

第5条 懇談会は、座長が招集する。

2 懇談会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 懇談会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは座長の決するところによる。

4 会議は、公開とする。ただし、必要と認めるときは、委員の過半数の同意

により、座長は会議を非公開とすることができる。

(意見聴取及び資料提出)

第6条 座長は、検討を進めるにあたり必要と認めるときは、懇談会において関係者の出席を求め、その意見、説明又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の事務局を、札幌市教育委員会総務部配置計画担当課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成16年10月6日から施行する。

2 懇談会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。